

地区の皆様へ

白井市役所 都市計画課

街路樹(桜)剪定作業のお知らせ

市行政につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

下記路線の街路樹(桜)は、通行車両や歩行者の安全、桜並木の美観の維持、落ち葉対策、薬剤散布の効率化等を目的に、3年に一度の剪定を基本としており、本年度が実施の年となります。(R7.2月中旬～R7.3月上旬を予定)

作業中は、何かとご迷惑をおかけしますが、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

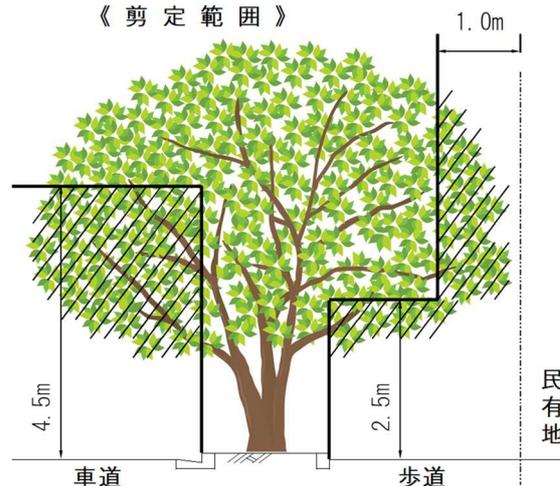
なお、お気付きの点がございましたら、下記までご連絡をお願い致します。



剪 定 方 針

- ① 建築限界※に影響する枝を対象とします。また、今後の枝の成長も考慮して剪定します。
- ② 民有地に影響のある枝は剪定します。
- ③ 信号、交通標識、街路灯等に影響する枝は剪定します。
- ④ 枯れ枝は撤去します。

《 剪 定 範 囲 》



※ 建築限界とは

自動車や歩行者の安全な通行を確保するために、電柱、信号機、樹木等が道路上に入ってはいけない「空間」を定めるものを建築限界といいます。高さについて車道の場合は「4.5m」、歩道の場合は「2.5m」の範囲に通行の障害になる物(樹木・看板など)は置いてはならないと規定されています。

連絡先 白井市役所 都市計画課 公園緑地係

TEL 047-492-1111 内線 3726・3727